

令和 7 年度

佐賀建設工事関係者連絡会議



日 時 令和 7 年 8 月 25 日 ( 金 ) 14 時 ~ 16 時

場 所 佐賀第二合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

( 佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 )



佐賀労働局労働基準部健康安全課

## 建設工事における労働災害を防止するために (発注機関へのお願い)

### 1 適正な工期、工程の設定

適正な工期、工程は、適正な安全衛生管理を行って労働災害の防止を図る上で不可欠な要件です。

休日の確保、悪天候時の作業禁止、長時間労働の排除、不安全状態のままでの作業の排除等が確実に実行できる工期、工程を設定して下さい。

### 2 安全経費の確保

工事金額の積算においては、工事内容や現場の実情にあった災害防止対策経費を確保して下さい。

( 交通誘導員の費用、移動式クレーン及び車両系建設機械の能力、ブロック積み現場の足場費用、重機等転倒防止用敷鉄板費用、軟弱地盤での地盤改良又は土止め鋼矢板敷設を行う費用の計上、建築足場で外部・内部足場の積算を建築面積だけによるのではなく建築物の形状に合った積算とするなど、実情に合った積算計上をお願いします。)

### 3 建設工事施工中の安全衛生を配慮した設計、積算

地山の掘削を伴う建設工事において、用地等の問題から掘削勾配が法令に違反している例や、建築工事において、足場の設置に困難を伴う例等が見られます。

設計積算の段階から建設工事中の安全衛生を配慮したものとして下さい。

### 4 発注時期の平準化

年度末に工事が集中し、適正な工期、工程の確保が困難な場合があり、そのため請負業者の監督員や各種資格者が不足して労働災害が多発しています。

可能な限り年間を通じて平均的な発注に努めて下さい。また、請負業者の施工能力を勘案し、発注者間において、過剰発注とならないよう連絡調整を行って下さい。

### 5 安全施工を内容とした契約の締結

建設工事請負契約の締結にあたって、工事請負契約約款に「工事施工中の安全衛生の確保」に関する条項を定めて下さい。

## 6 工事施工計画の審査時における安全衛生管理の審査

建設工事請負契約において工事施工計画書の提出を求め、当該工事施工計画書の内容として安全衛生管理計画を記載させて下さい。

## 7 設計積算を担当する職員に対する安全衛生教育の実施

発注機関における工事の設計積算を担当する職員に対し、建設工事施工段階での安全衛生を配慮した設計、積算を行うための教育、研修を実施して下さい。

## 8 現場に対する安全衛生指導の実施

職員が行う工事施工現場の監督指導等において、担当職員は、必要とされる安全衛生に関する事項について、請負業者の現場監督員等に対し、的確な指導を行って下さい。

なお、そのための担当職員に対し、安全衛生に関する知識を教育、研修等を通じ付与して下さい。また、現場立会いにおいて、施工者から相談を受けた事項は工期を配慮して、出来るだけ早い時期に回答を行って下さい。

## 9 現場への立入り

各種の検査や指導等で発注機関の職員が工事施工中の現場に立入る時は、現場に適合した服装、保護具を着用するとともに、安全施設の施されていない危険な区域への立入りを禁止して下さい。

## 10 設計資料の提供

設計段階で入手した各種の資料については、工事施工中の安全衛生管理に役立つものがあります。必要に応じて提供して下さい。

## 11 安全衛生活動の評価等について

直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定や経営事項審査の判断材料の一つとして下さい。

また、CPDS(継続的専門能力啓発システム)による教育実績の評価、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:通称「コスモス」)の導入事業場に対する評価などを経営事項審査の加点として下さい。

以上

# 公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



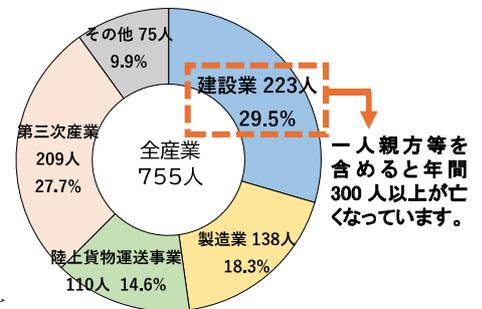
## 労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています<sup>※1</sup>。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等<sup>※2</sup>において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



## 安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

### ● 仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

### ● 保護具の費用

- ① 保護帽
- ② 墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③ 墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④ 保護眼鏡
- ⑤ 保護手袋
- ⑥ 安全靴
- ⑦ 安全チョッキ
- ⑧ 防塵・防毒マスク
- ⑨ 防塵フィルター
- ⑩ 耳栓

### ● 労働者への安全衛生教育費用

- ① 雇い入れ時教育
- ② 送り出し教育の受講
- ③ 新規入場者教育の受講
- ④ 安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤ 災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥ 朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦ 職長・安全衛生責任者教育
- ⑧ 足場組立て等特別教育
- ⑨ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪ 高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
- ⑫ 職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬ フォークリフト運転技能講習
- ⑭ 玉掛け技能講習



## 安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



## 安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



## 公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



## 詳細は以下ホームページでご覧下さい

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

### お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

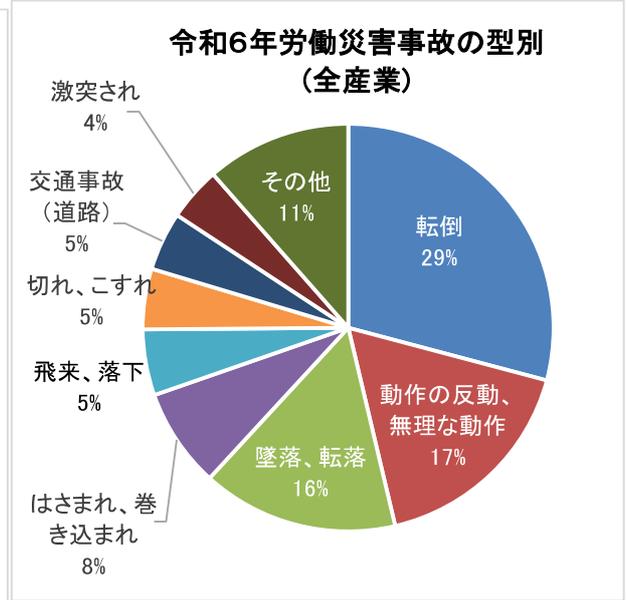
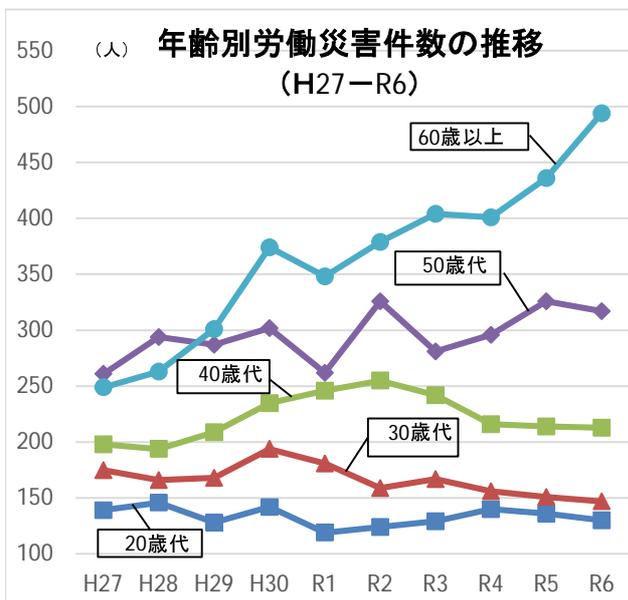
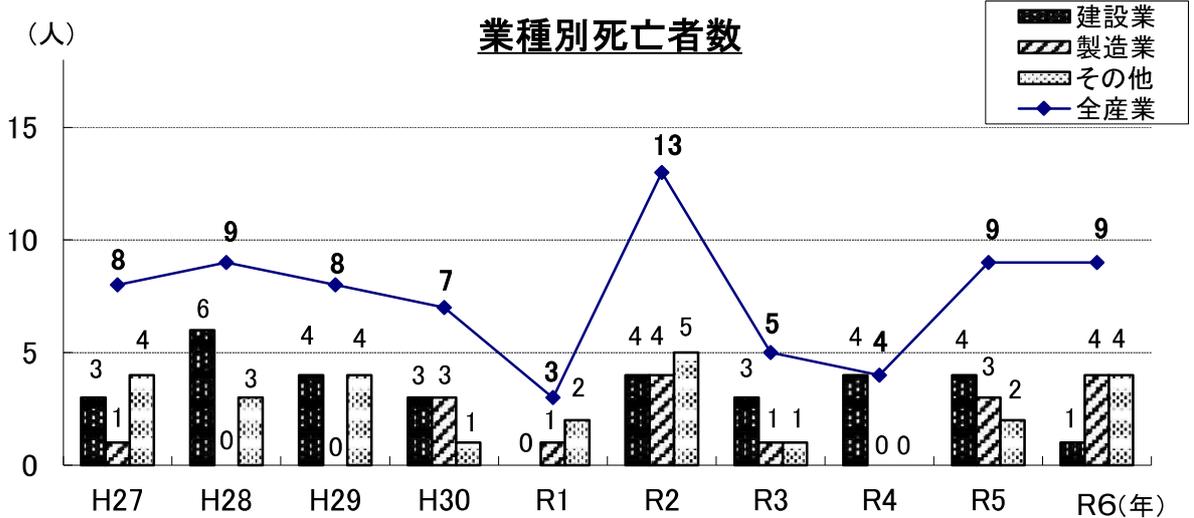
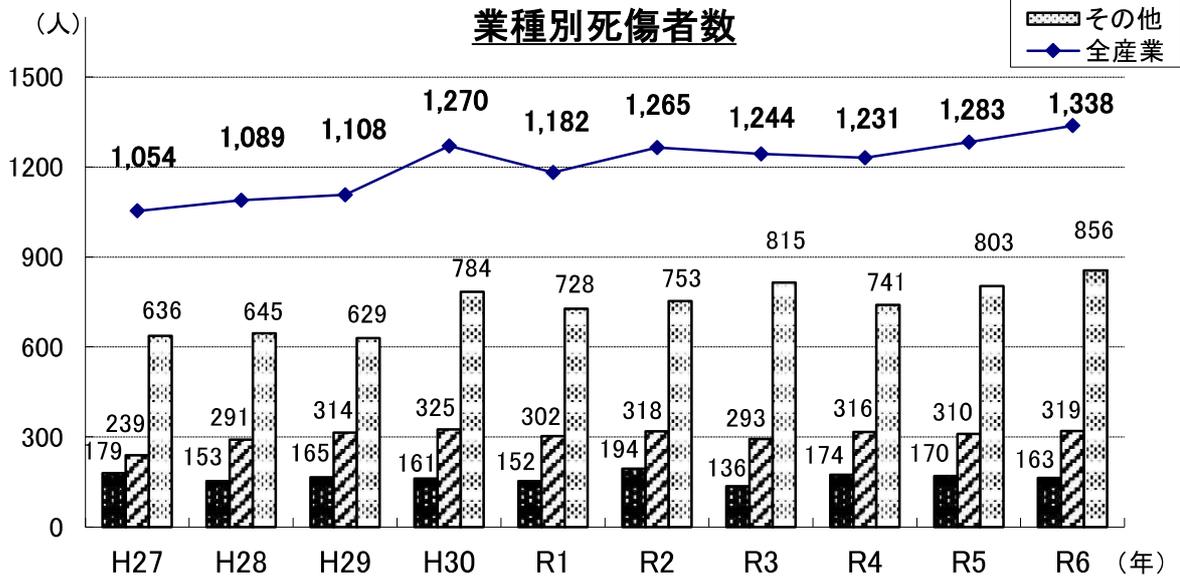
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



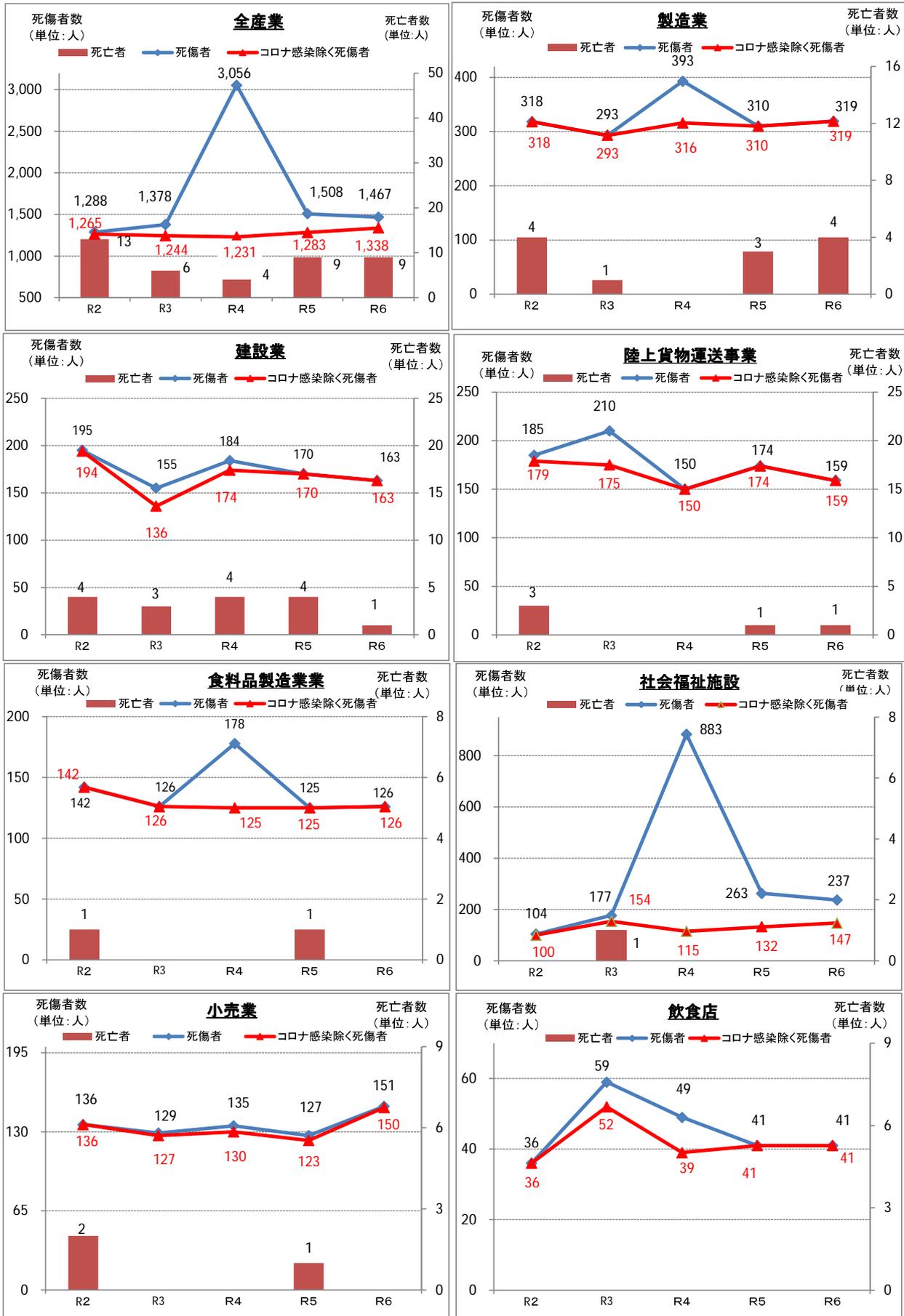
令和6年の県内の休業4日以上死傷者数は1,338人となっている。また、死亡者数は9人と前年に比べ同数となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

## 佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

## ○佐賀県内における業種別労働災害の推移(令和2年～令和6年)



資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)

# 佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和7年8月12日現在

## 【令和7年】

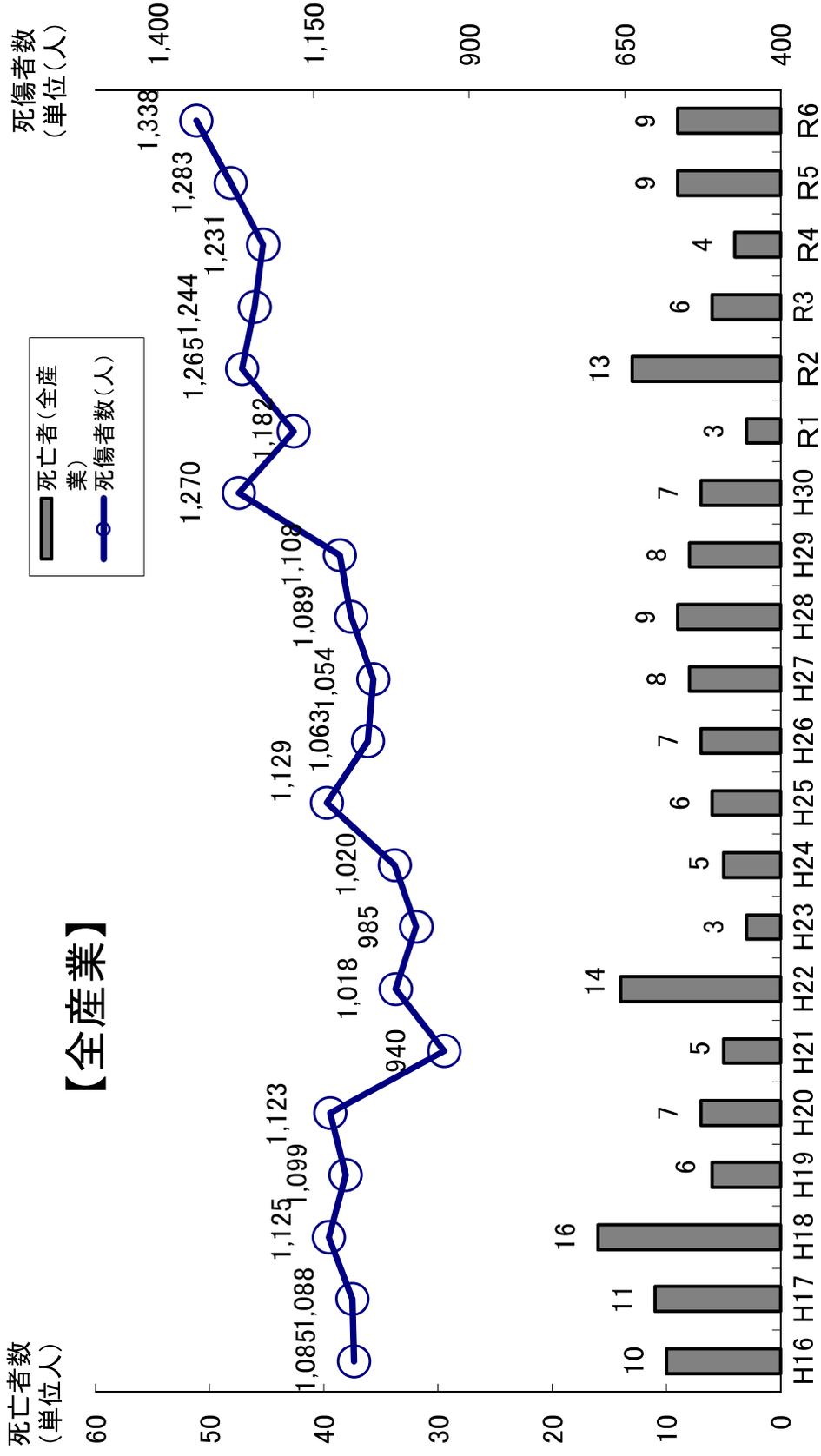
番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	運輸 交通業	佐賀署	R7.2.4	男	飛来・落下	玉掛用具	積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。
			10時30分頃	60歳代			
2	警備業	佐賀署	R7.4.4	男	墜落・転落	掘削用機械	ドラグ・ショベルのバケット内側に乗って、立木の枝をチェーンソーを用いて伐採作業中、被災者は枝を伐採した直後に約8m下の用水路に墜落し被災した。
			11時40分頃	70歳代			
3	社会福祉 施設	佐賀署	R7.5.31	女	その他	その他の起因物	被災者は来訪者の対応中、突然刃物で襲われた。
			17時40分頃	50歳代			

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

## 【令和6年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	製造業	伊万里署	R6.1.15	男	はさまれ、 巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンペアー操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見失われ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
			14時45分頃	70歳代			
2	製造業	佐賀署	R6.1.25	男	交通事故 (道路)	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突した。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
			13時15分頃	40歳代			
3	建設業	伊万里署	R6.2.12	男	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバッグの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。
			13時05分頃	60歳代			
4	接客・ 娯楽業	武雄署	R6.4.20	男	その他	起因物なし	閉店作業中、頭痛及びろれつがまわらなくなり、意識不明となる。その後、病院へ緊急搬送されたが、3日後に死亡した。
			12時00分頃	40歳代			
5	製造業	佐賀署	R6.7.9	男	はさまれ、 巻き込まれ	エレベータ、リフト	工場内において、被災者は電動ホイスต์につり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下す作業中、搬器上部フレームと、昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見された。
			15時00分頃	50歳代			
6	運輸 交通業	唐津署	R6.7.25	男	交通事故 (道路)	トラック	片側1車線の県道において、被災者はダンプトラックを運転し作業場所へ向かう途中、下りの緩やかな右カーブで、左側のガードレール及び道路脇の立木に激突した。
			7時10分頃	60歳代			
7	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故 (その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターで帰社途中、墜落した。
			16時10分頃	50歳代			
8	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故 (その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターで帰社途中、墜落した。
			16時10分頃	70歳代			
9	製造業	佐賀署	R6.10.28	男	はさまれ、 巻き込まれ	混合機・粉砕機	被災者は、ボールミルを使用して硬質ボールの洗浄作業を一人で進めていた。その後休憩時間になっても被災者が見当たらないことから、工場内に捜しにきた同僚が、機械に右半身を巻き込まれた状態の被災者を発見した。
			12時30分頃	30歳代			

# 佐賀県内における労働災害の推移(平成16年～令和6年)



資料:労働者死傷病報告より(佐賀労働局) \*コロナ感染症によるものを除く。

過去10年間の業種別死亡労働災害発生状況(平成27年～令和6年)

佐賀労働局

業種\年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計	割合
製造業	1			3	1	4	1		3	4	17	22.4%
鉱業							1				1	1.4%
建設業	3	6	4	3	4	3	4	4	4	1	32	42.1%
運輸交通業	1	3	2		1	2			1	3	13	17.1%
農林業												
畜産・水産業												
商業	2			1	1	2			1		7	9.2%
通信業	1										1	1.3%
教育・研究業												
保健衛生業							1				1	1.3%
清掃・と畜業			1								1	1.3%
その他の事業			1			1				1	3	3.9%
合計	8	9	8	7	3	13	6	4	9	9	76	

建設業の年別・事故の型別死亡労働災害発生状況(平成27年～令和6年)

佐賀労働局

事故の型\年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計	割合
墜落・転落		5	1	2		3	2	2		1	16	50.0%
はさまれ・巻き込まれ	2								1		3	9.4%
交通事故		1	2			1			1		5	15.6%
崩壊・倒壊			1					1			2	6.3%
他(熱中症、蜂刺等)				1							1	3.1%
飛来・落下												
激突され	1							1			2	6.3%
転倒									1		1	3.1%
おぼれ							1		1		2	6.3%
合計	3	6	4	3		4	3	4	4	1	32	

建設業の年別・起因物別死亡労働災害発生状況(平成27年～令和6年)

佐賀労働局

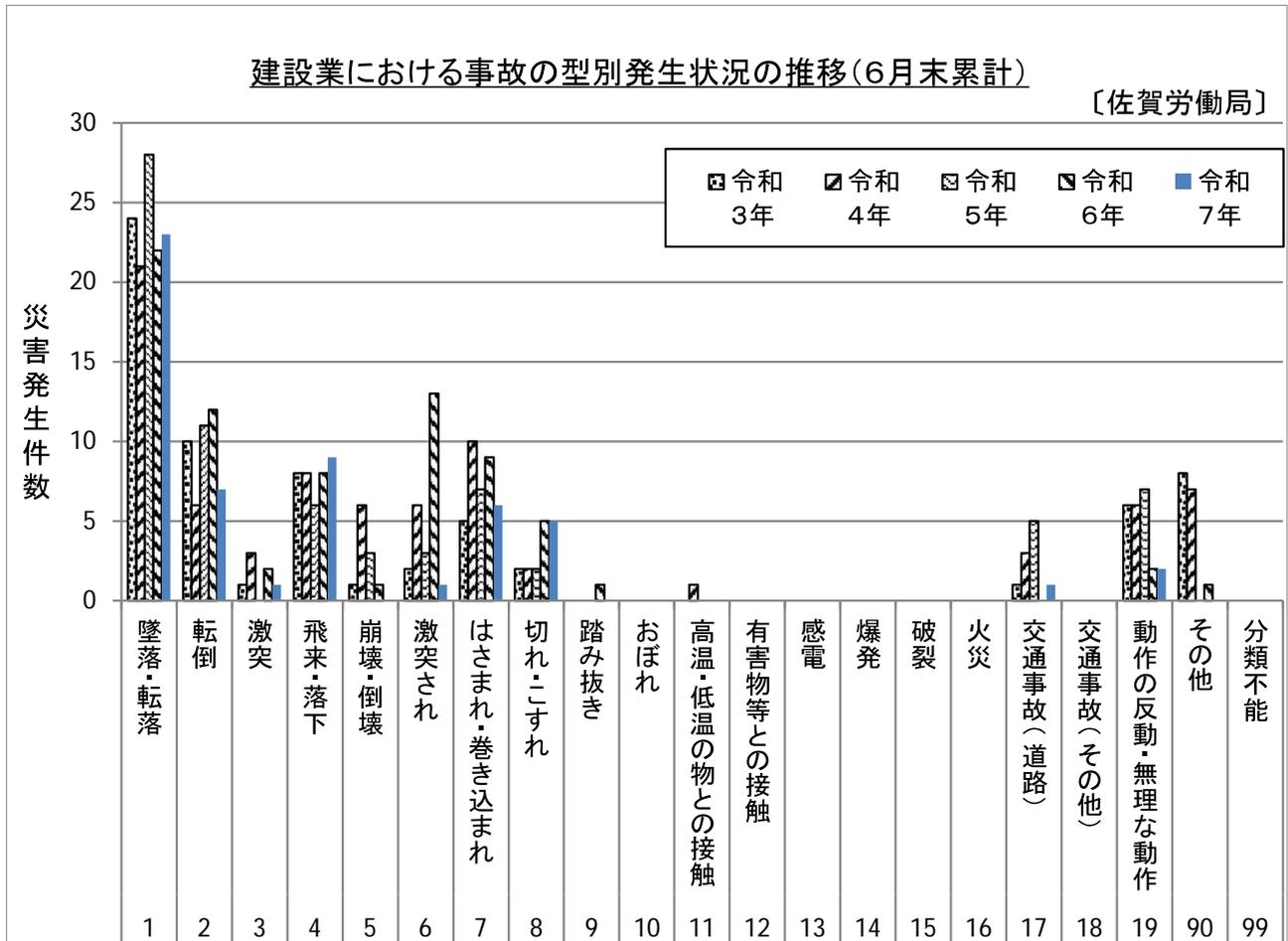
起因物\年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計	割合
木材加工用機械												
建設機械等	1	2				1		1	2	1	8	25.0%
動力クレーン等	1						1				2	6.3%
動力運搬機		1	2	1		1		1	1		7	21.9%
乗物									1		1	3.1%
用具		1									1	3.1%
その他の装置・設備						1					1	3.1%
仮設物、建築物、構築物等		2	1	1		1	1	2			8	25.0%
荷	1										1	3.1%
環境等			1	1			1				3	9.4%
合計	3	6	4	3		4	3	4	4	1	32	



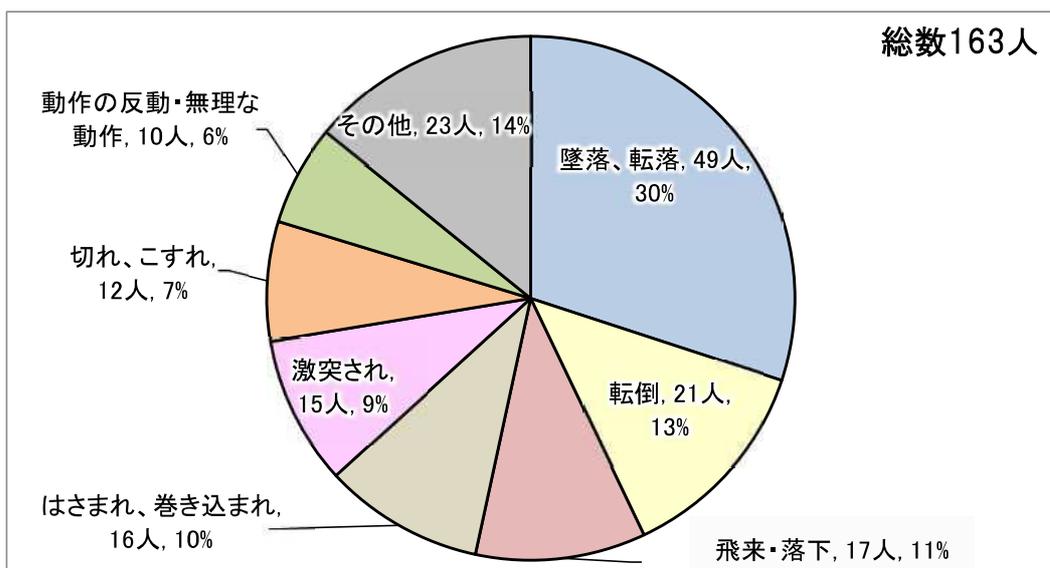
建設業における事故の型別発生状況の推移(6月末累計)

佐賀労働局

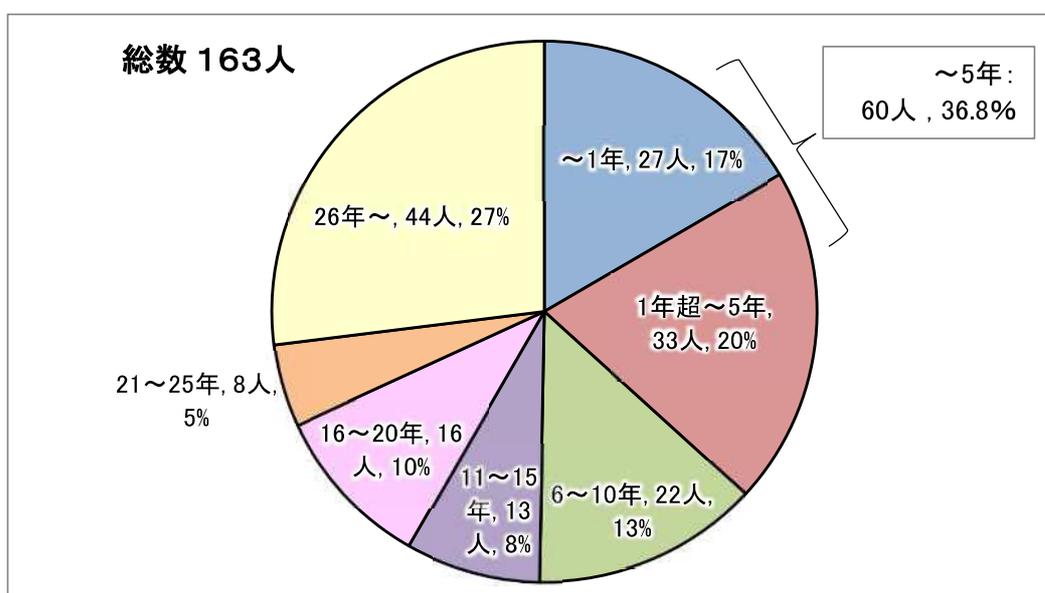
事故の型	対象年				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1 墜落・転落	24	21	28	22	23
2 転倒	10	6	11	12	7
3 激突	1	3	0	2	1
4 飛来・落下	8	8	6	8	9
5 崩壊・倒壊	1	6	3	1	0
6 激突され	2	6	3	13	1
7 はさまれ・巻き込まれ	5	10	7	9	6
8 切れ・こすれ	2	2	2	5	5
9 踏み抜き	0	0	0	1	0
10 おぼれ	0	0	0	0	0
11 高温・低温の物との接触	0	1	0	0	0
12 有害物等との接触	0	0	0	0	0
13 感電	0	0	0	0	0
14 爆発	0	0	0	0	0
15 破裂	0	0	0	0	0
16 火災	0	0	0	0	0
17 交通事故(道路)	1	3	5	0	1
18 交通事故(その他)	0	0	0	0	0
19 動作の反動・無理な動作	6	6	7	2	2
90 その他	8	7	0	1	0
99 分類不能	0	0	0	0	0
合計	68	79	72	76	55



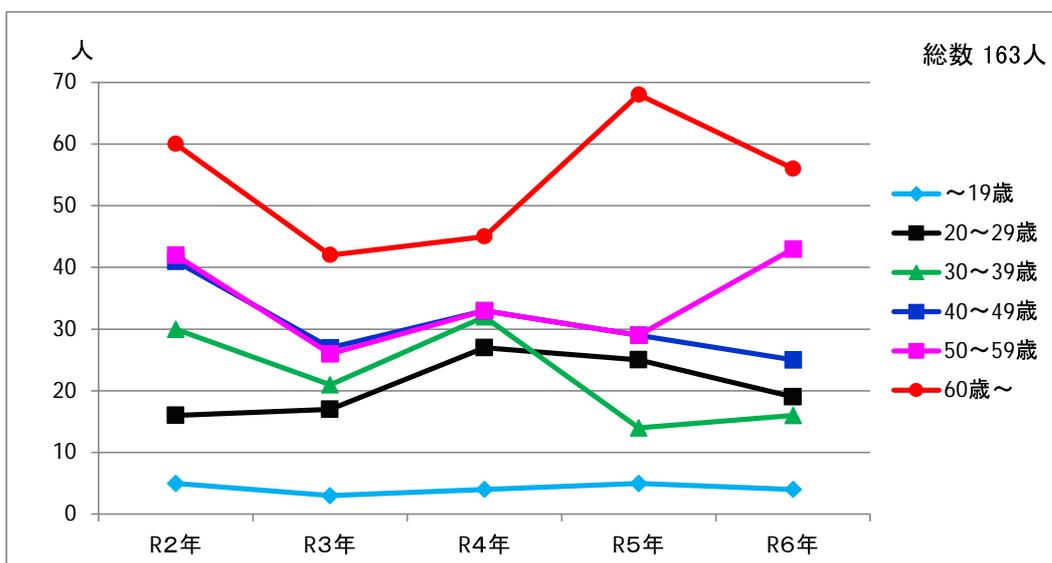
## 建設業の事故の型別労働災害発生状況(令和6年)



## 建設業の経験年数別労働災害発生状況(令和6年)



## 建設業の年齢別労働災害発生状況(令和6年)



(資料): 労働者死傷病報告(休業4日以上) \* コロナ感染症によるものを除く。

## 発注者別・工事別労働災害発生状況 (平成31年～令和6年発生分)

佐賀労働局

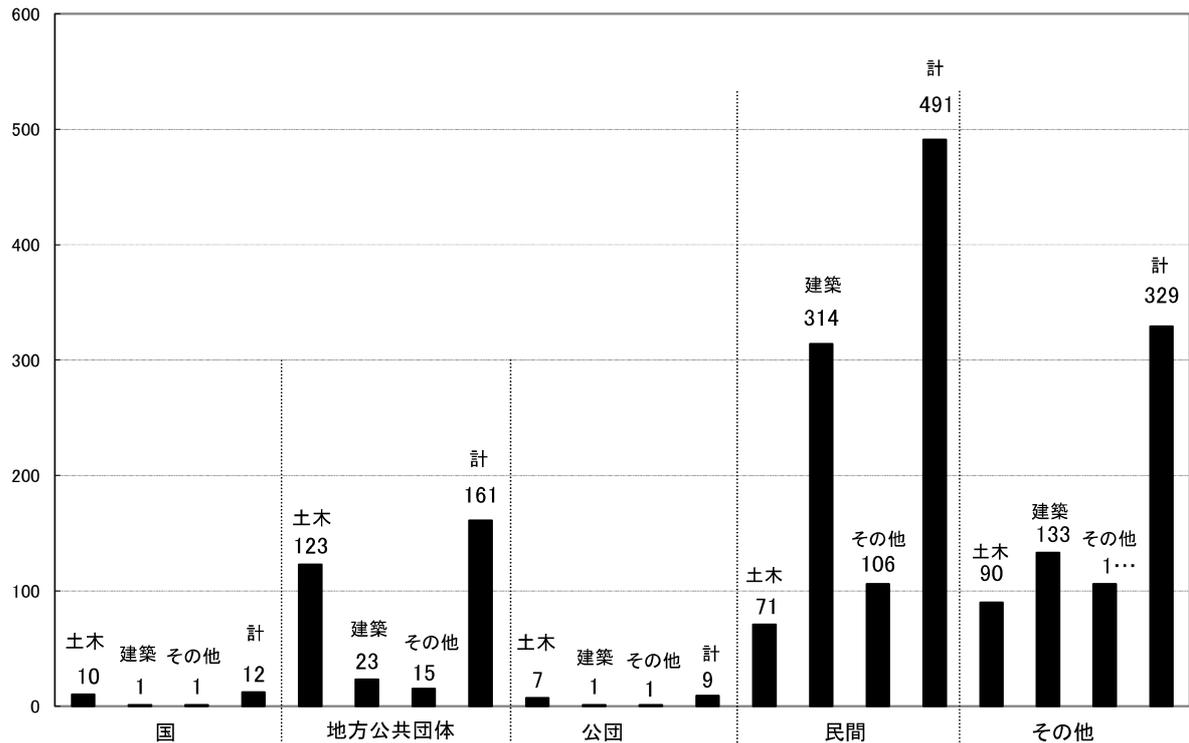
発注者種類	工事別	平成31年 (令和元年)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		合計	
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
国	土木工事業			1		3	(1)	1		2	(1)	3		10	(2)
	建築工事業											1		1	
	その他の建設業									1				1	
	計			1		3	(1)	1		3	(1)	4		12	(2)
地方公共団体	土木工事業	17		16		13		23	(2)	22	(1)	32		123	(3)
	建築工事業	3		5		5		4		2		4		23	
	その他の建設業	2		2		7	(1)		(1)	1		3		15	(2)
	計	22		23		25	(1)	27	(3)	25	(1)	39		161	(5)
公団	土木工事業	2		2		1		1		1				7	
	建築工事業			1										1	
	その他の建設業			1										1	
	計	2		4		1		1		1				9	
民間	土木工事業	14		18	(3)	14		12		9		4		71	(3)
	建築工事業	58		59	(1)	46	(1)	48	(1)	56		47	(1)	314	(4)
	その他の建設業	12		22		22		15		12		23		106	
	計	84		99	(4)	82	(1)	75	(1)	77		74	(1)	491	(7)
その他	土木工事業	17		19		7		19		15	(2)	13		90	(2)
	建築工事業	19		28		11		33		25		17		133	
	その他の建設業	8		17		23		18	(1)	24		16		106	(1)
	計	44		64		41		70	(1)	64	(2)	46		329	(3)
合計	土木工事業	50		56	(3)	38	(1)	56	(2)	49	(4)	52		301	(10)
	建築工事業	80		93	(1)	62	(1)	85	(1)	83		69	(1)	472	(4)
	その他の建設業	22		42		52	(1)	33	(2)	38		42		229	(3)
	計	152		191	(4)	152	(3)	174	(5)	170	(4)	163	(1)	1,002	(17)

( )内は死亡者数で内数

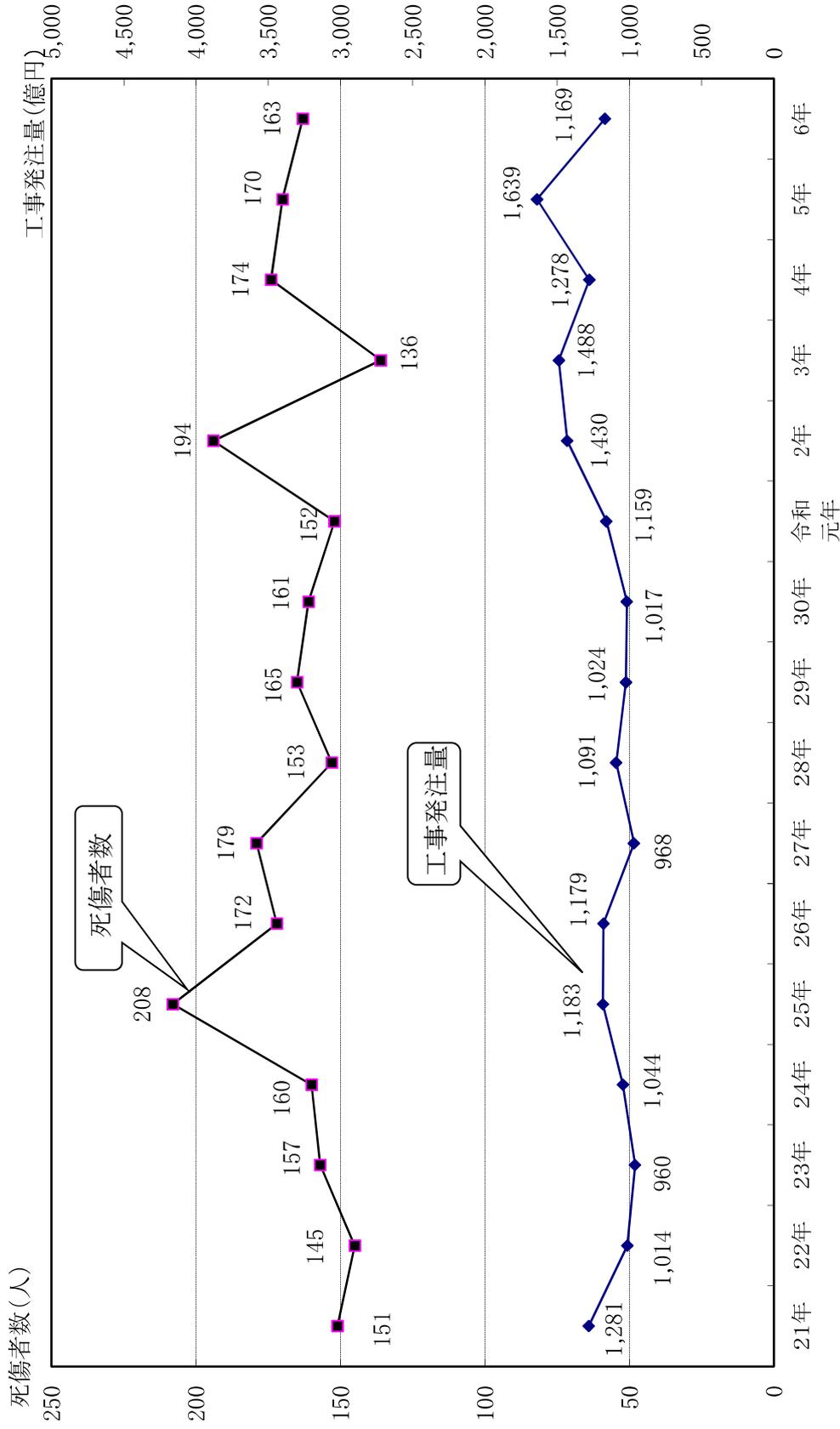
資料:労働者死傷病報告

## 発注者・工事別労働災害発生状況 (平成31～令和6年発生分)

死傷者数  
(人)



## 佐賀県内における建設業の労働災害と工事発注量(平成21年～令和6年)



災害件数：休業4日以上(年、労働者死傷病報告)\*コロナ感染症によるものを除く。

工事発注量:佐賀県内における公共工事発注額

(年度、公共工事動向)

西日本建設業保証(株)調べ

令和7年 業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

令和7年8月集計

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計					
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%
01 食品製造	32		43		-11	-25.6%	21		13		8	61.5%	4		11		-7	-63.6%	5		4		1	25.0%	62		71		-9	-12.7%
02 繊維工業						-						-						-						-						-
03 衣服その他の繊維		1	1		-1	-100.0%						-	1				1	-						-	1	1	1		0%	
04 木材・木製品	1		2		-1	-50.0%						-	1				1	-	2		2			0%	4		4		0%	
05 家具・装備品	1		1			0%						-						-						-	1		1		0%	
06 パルプ等	2		7		-5	-71.4%						-						-						-	2		7		-5	-71.4%
07 印刷・製本			2		-2	-100.0%						-						-						-			2		-2	-100.0%
08 化学工業	16	1	11		5	45.5%			2		-2	-100.0%	2				2	-			1		-1	-100.0%	18	1	14		4	28.6%
09 窯業土石	3		2		1	50.0%			2		-2	-100.0%	5		3		2	66.7%	2		8		-6	-75.0%	10		15		-5	-33.3%
10 鉄鋼業			4		-4	-100.0%	1				1	-	2		1		1	100.0%	1				1	-	4		5		-1	-20.0%
11 非鉄金属						-						-						-						-						-
12 金属製品	8		8			0%			1		-1	-100.0%	1		1			0%	5		4		1	25.0%	14		14		0%	
13 一般機械器具	1		2		-1	-50.0%						-	1		2		-1	-50.0%			1		-1	-100.0%	2		5		-3	-60.0%
14 電気機械器具	3		3			0%						-			1		-1	-100.0%	2		1		1	100.0%	5		5		0%	
15 輸送機械製造	2		5		-3	-60.0%	1		1			0%	1				1	-	6	1	6			0%	10	1	12		-2	-16.7%
16 電気・ガス						-						-						-						-						-
17 その他の製造	9		9			0%			2		-2	-100.0%			3		-3	-100.0%	3				3	-	12		14		-2	-14.3%
01 製造業	78	2	100		-22	-22.0%	23		21		2	9.5%	18		22		-4	-18.2%	26	1	27		-1	-3.7%	145	3	170		-25	-14.7%
02 鉱業						-						-	1				1	-						-	1				1	-
01 水力発電所						-						-						-						-						-
02 トンネル建設工事						-						-						-						-						-
03 地下鉄建設工事						-						-						-						-						-
04 軌道建設工事			1		-1	-100.0%			1		-1	-100.0%						-						-			2		-2	-100.0%
05 橋梁建設工事	1				1	-						-						-						-	1		1		-	
06 道路建設工事	1		4		-3	-75.0%	1		4		-3	-75.0%	1		2		-1	-50.0%			2		-2	-100.0%	3		12		-9	-75.0%
07 河川土木工事	1		1		-1	-100.0%	3				3	-	1		1			0%			1		-1	-100.0%	4		3		1	33.3%
08 砂防工事	1		1		-1	-100.0%						-						-						-			1		-1	-100.0%
09 土地整理土木	1		2		-1	-50.0%						-						-						-	1		2		-1	-50.0%
10 上下水道						-						-						-						-						-
11 港湾海岸	1		1			-	1					-						-						-			2		2	-
99 その他土木	5		4		1	25.0%			1		-1	-100.0%	1		3		-2	-66.7%	1		1			0%	7		9		-2	-22.2%
01 土木工事	9		13		-4	-30.8%	5		6		-1	-16.7%	3		6		-3	-50.0%	1		4		-3	-75.0%	18		29		-11	-37.9%
01 鉄骨・鉄筋家屋	3		7		-4	-57.1%	2		1		1	100.0%	1				1	-	2	1	1		1	100.0%	8	1	9		-1	-11.1%
02 木造家屋建築	4		4			0%	1		2		-1	-50.0%	2		3		-1	-33.3%						-	7		9		-2	-22.2%
03 建築設備工事	2		2			-	1		1			0%	1		2		-1	-50.0%						-	4		3		1	33.3%
09 その他の建築工事	10		4		6	150.0%	1		1			0%	2		5		-3	-60.0%	1		1			0%	14		11		3	27.3%
02 建築工事	19		15		4	26.7%	5		5			0%	6		10		-4	-40.0%	3	1	2		1	50.0%	33	1	32		1	3.1%
01 電気通信工事	1		2		-1	-50.0%			2		-2	-100.0%	2				2	-			1		-1	-100.0%	3		5		-2	-40.0%
02 機械器具設置	2		2			0%			1		-1	-100.0%						-			2		-2	-100.0%	2		5		-3	-60.0%
09 その他の建設	5		10		-5	-50.0%	4		2		2	100.0%	4		4			0%						-	13		16		-3	-18.8%
03 その他の建設	8		14		-6	-42.9%	4		5		-1	-20.0%	6		4		2	50.0%			3		-3	-100.0%	18		26		-8	-30.8%
03 建設業	36		42		-6	-14.3%	14		16		-2	-12.5%	15		20		-5	-25.0%	4	1	9		-5	-55.6%	69	1	87		-18	-20.7%
01 鉄道等	1		1			-						-						-						-	1		1			-
02 道路旅客	2		5		-3	-60.0%	1		1			0%	1				1	-						-	4		6		-2	-33.3%
03 道路貨物運送	1	47	58		-11	-19.0%	1		6		-5	-83.3%	6		3		3	100.0%	3		5		-2	-40.0%	1	57	72		-15	-20.8%
04 その他の運輸交通						-	2		2			-						-						-	2		2			-
04 運輸交通業	1	50	63		-13	-20.6%	4		7		-3	-42.9%	7		3		4	133.3%	3		5		-2	-40.0%	1	64	78		-14	-17.9%
05 貨物取扱	7		15		-8	-53.3%	3		1		2	200.0%						-	1				1	-	11		16		-5	-31.3%
06 農林業	3		3			0%	2		1		1	100.0%			3		-3	-100.0%	3		1		2	200.0%	8		8			0%
07 畜産・水産業	10		7		3	42.9%			4		-4	-100.0%	2		2		-2	-100.0%						-	10		13		-3	-23.1%
01 卸売業	21		5		16	320.0%	2		3		-1	-33.3%	5		6		-1	-16.7%			1		-1	-100.0%	28		15		13	86.7%
02 小売業	42		43		-1	-2.3%	8		11		-3	-27.3%	14		12		2	16.7%	11		12		-1	-8.3%	75		78		-3	-3.8%
03 理美容業						-						-						-						-						-
04 その他の商業	7		12		-5	-41.7%	1		1			-			3		-3	-100.0%						-	8		15		-7	-46.7%
08 商業	70		60		10	16.7%	11		14		-3	-21.4%	19		21		-2	-9.5%	11		13		-2	-15.4%	111		108		3	2.8%
09 金融広告業	4		1		3	300.0%	1				1	-			1		-1	-100.0%						-	5		2		3	150.0%
10 映画・演劇業						-						-						-						-						-
11 通信業	6		4		2	50.0%	2		2			0%	3				3	-			2		-2	-100.0%	11		8		3	37.5%

令和7年 業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

（コロナ感染症によるものを除く。）

令和7年8月集計

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計					
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%
01 食品製造	32		43		-11	-25.6%	21		13		8	61.5%	4		11		-7	-63.6%	5		4		1	25.0%	62		71		-9	-12.7%
02 繊維工業						-						-						-						-						-
03 衣服その他の繊維		1	1		-1	-100.0%						-	1				1	-						-	1	1	1		0%	
04 木材・木製品	1		2		-1	-50.0%						-	1				1	-	2		2			0%	4		4		0%	
05 家具・装備品	1		1			0%						-						-						-	1		1		0%	
06 パルプ等	2		7		-5	-71.4%						-						-						-	2		7		-5	-71.4%
07 印刷・製本			2		-2	-100.0%						-						-						-			2		-2	-100.0%
08 化学工業	16	1	11		5	45.5%			2		-2	-100.0%	2				2	-			1		-1	-100.0%	18	1	14		4	28.6%
09 窯業土石	3		2		1	50.0%			2		-2	-100.0%	5		3		2	66.7%	2		8		-6	-75.0%	10		15		-5	-33.3%
10 鉄鋼業			4		-4	-100.0%	1				1	-	2		1		1	100.0%	1				1	-	4		5		-1	-20.0%
11 非鉄金属						-						-						-						-						-
12 金属製品	8		8			0%			1		-1	-100.0%	1		1			0%	5		4		1	25.0%	14		14		0%	
13 一般機械器具	1		2		-1	-50.0%						-	1		2		-1	-50.0%			1		-1	-100.0%	2		5		-3	-60.0%
14 電気機械器具	3		3			0%						-			1		-1	-100.0%	2		1		1	100.0%	5		5		0%	
15 輸送機械製造	2		5		-3	-60.0%	1		1			0%	1				1	-	6	1	6			0%	10	1	12		-2	-16.7%
16 電気・ガス						-						-						-						-						-
17 その他の製造	9		9			0%			2		-2	-100.0%			3		-3	-100.0%	3				3	-	12		14		-2	-14.3%
01 製造業	78	2	100		-22	-22.0%	23		21		2	9.5%	18		22		-4	-18.2%	26	1	27		-1	-3.7%	145	3	170		-25	-14.7%
02 鉱業						-						-	1				1	-						-	1				1	-
01 水力発電所						-						-						-						-						-
02 トンネル建設工事						-						-						-						-						-
03 地下鉄建設工事						-						-						-						-						-
04 軌道建設工事			1		-1	-100.0%			1		-1	-100.0%						-						-			2		-2	-100.0%
05 橋梁建設工事	1				1	-						-						-						-	1		1		-	
06 道路建設工事	1		4		-3	-75.0%	1		4		-3	-75.0%	1		2		-1	-50.0%			2		-2	-100.0%	3		12		-9	-75.0%
07 河川土木工事			1		-1	-100.0%	3				3	-	1		1			0%			1		-1	-100.0%	4		3		1	33.3%
08 砂防工事			1		-1	-100.0%						-						-						-			1		-1	-100.0%
09 土地整理土木	1		2		-1	-50.0%						-						-						-	1		2		-1	-50.0%
10 上下水道						-						-						-						-						-
11 港湾海岸	1		1			-	1					-						-						-			2		2	-
99 その他土木	5		4		1	25.0%			1		-1	-100.0%	1		3		-2	-66.7%	1		1			0%	7		9		-2	-22.2%
01 土木工事	9		13		-4	-30.8%	5		6		-1	-16.7%	3		6		-3	-50.0%	1		4		-3	-75.0%	18		29		-11	-37.9%
01 鉄骨・鉄筋家屋	3		7		-4	-57.1%	2		1		1	100.0%	1				1	-	2	1	1		1	100.0%	8	1	9		-1	-11.1%
02 木造家屋建築	4		4			0%	1		2		-1	-50.0%	2		3		-1	-33.3%						-	7		9		-2	-22.2%
03 建築設備工事	2		2			-	1		1			0%	1		2		-1	-50.0%						-	4		3		1	33.3%
09 その他の建築工事	10		4		6	150.0%	1		1			0%	2		5		-3	-60.0%	1		1			0%	14		11		3	27.3%
02 建築工事	19		15		4	26.7%	5		5			0%	6		10		-4	-40.0%	3	1	2		1	50.0%	33	1	32		1	3.1%
01 電気通信工事	1		2		-1	-50.0%			2		-2	-100.0%	2				2	-						-	3		5		-2	-40.0%
02 機械器具設置	2		2			0%			1		-1	-100.0%						-			2		-2	-100.0%	2		5		-3	-60.0%
09 その他の建設	5		10		-5	-50.0%	4		2		2	100.0%	4		4			0%						-	13		16		-3	-18.8%
03 その他の建設	8		14		-6	-42.9%	4		5		-1	-20.0%	6		4		2	50.0%			3		-3	-100.0%	18		26		-8	-30.8%
03 建設業	36		42		-6	-14.3%	14		16		-2	-12.5%	15		20		-5	-25.0%	4	1	9		-5	-55.6%	69	1	87		-18	-20.7%
04 運輸交通業	1	50	63		-13	-20.6%	4		7		-3	-42.9%	7		3		4	133.3%	3		5		-2	-40.0%	1	64	78		-14	-17.9%
05 貨物取扱		7	15		-8	-53.3%	3		1		2	200.0%						-	1		1			-	11		16		-5	-31.3%
06 農林業	3		3			0%	2		1		1	100.0%			3		-3	-100.0%	3		1		2	200.0%	8		8			0%
07 畜産・水産業	10		7		3	42.9%			4		-4	-100.0%			2		-2	-100.0%						-	10		13		-3	-23.1%
01 卸売業	21		5		16	320.0%	2		3		-1	-33.3%	5		6		-1	-16.7%			1		-1	-100.0%	28		15		13	86.7%
02 小売業	42		42			0%	8		11		-3	-27.3%	14		12		2	16.7%	11		12		-1	-8.3%	75		77		-2	-2.6%
03 理美容業						-						-						-						-						-
04 その他の商業	7		12		-5	-41.7%	1				1	-			3		-3	-100.0%						-	8		15		-7	-46.7%
08 商業	70		59		11	18.6%	11		14		-3	-21.4%	19		21		-2	-9.5%	11		13		-2	-15.4%	111		107		4	3.7%
09 金融広告業	4		1		3	300.0%	1				1	-			1		-1	-100.0%						-	5		2		3	150.0%
10 映画・演劇業						-						-						-						-						-
11 通信業	6		4		2	50.0%	2		2			0%	3				3	-						-			2		-2	-100.0%
12 教育研究	9		4		5	125.0%	4		1		3	300.0%			1		-1	-100.0%						-	13		6		7	116.7%
01 医療保健業	20		14		6	42.9%	4		1		3	300.0%	10		7		3	42.9%	5		2		3	150.0%	39		24		15	62.5%
02 社会福祉施設	33		41		-8	-19.5%	14		6		8	133.3%	4		16		-12	-75.0%	4		7		-3	-42.9%	55		70		-15	-21.4%
03 その他の保健衛生			1		-1	-100.0%						-			1															

## 令和6年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、本資料の「一人親方等」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めています。

### I 概要

表1. 工事の種類別 災害発生状況

	一人親方等	
	うち一人親方	
土木工事	7 ( 8 )	1 ( 3 )
建築工事	40 ( 51 )	28 ( 37 )
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	9 ( 9 )	6 ( 7 )
木造家屋建築工事	17 ( 17 )	13 ( 12 )
その他の建築工事	14 ( 25 )	9 ( 18 )
その他の建設工事	8 ( 17 )	5 ( 9 )
分類不能・不明	2 ( 4 )	2 ( 4 )
総計	57 ( 80 )	36 ( 53 )

表2. 事故の型別／起因物別 災害発生状況

	一人親方等	
	うち一人親方	
墜落、転落	39 ( 51 )	27 ( 33 )
屋根、はり、もや、けた、合掌	18 ( 11 )	12 ( 9 )
足場	7 ( 13 )	7 ( 8 )
建築物、構築物	3 ( 5 )	2 ( 2 )
作業床、歩み板	3 ( 3 )	1 ( 2 )
はしご等	3 ( 11 )	1 ( 9 )
開口部	1 ( 2 )	1 ( 1 )
階段、栈橋	1 ( 0 )	1 ( 0 )
高所作業車	1 ( 0 )	1 ( 0 )
その他の仮設物、建築物、構築物等	1 ( 3 )	1 ( 2 )
立木等	1 ( 0 )	0 ( 0 )
掘削用機械	0 ( 1 )	0 ( 0 )
整地・運搬・積込み用機械	0 ( 1 )	0 ( 0 )
石、砂、砂利	0 ( 1 )	0 ( 0 )
転倒	4 ( 0 )	1 ( 0 )
激突され	3 ( 2 )	1 ( 1 )
はさまれ、巻き込まれ	3 ( 5 )	2 ( 3 )
飛来、落下	2 ( 2 )	1 ( 0 )
高温・低温の物との接触	2 ( 2 )	2 ( 1 )
崩壊、倒壊	1 ( 4 )	0 ( 3 )
おぼれ	1 ( 1 )	0 ( 0 )
感電	1 ( 1 )	1 ( 1 )
交通事故（道路）	1 ( 1 )	1 ( 1 )
激突	0 ( 1 )	0 ( 1 )
切れ、こすれ	0 ( 3 )	0 ( 2 )
有害物等との接触	0 ( 3 )	0 ( 3 )
火災	0 ( 0 )	0 ( 0 )
分類不能	0 ( 2 )	0 ( 2 )
その他	0 ( 2 )	0 ( 2 )
合計	57 ( 80 )	36 ( 53 )

\* 厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

\* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（16名）、役員（4名）、家族従事者（1名）である。

\* 死亡者数。（ ）内は令和5年数値

令和6年一人親方等の死亡災害発生状況(令和6年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	39
転倒	4
激突され	3
はさまれ、巻き込まれ	3
飛来、落下	2
高温・低温の物との接触	2
崩壊、倒壊	1
おぼれ	1
感電	1
交通事故(道路)	1
合計	57

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

屋根、はり、もや、けた、合掌	18
足場	7
建築物、構築物	3
作業床、歩み板	3
はしご等	3
開口部	1
階段、棧橋	1
高所作業車	1
その他の仮設物、建築物、構築物等	1
立木等	1
合計	39

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	2	3	1	1	7
建築工事	9	24	0	7	40
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	7	0	1	9
木造家屋建築工事	4	10	0	3	17
その他の建築工事	4	7	0	3	14
その他の建設工事	2	6	0	0	8
分類不能・不明	0	1	0	1	2
総計	13	34	1	9	57

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	0
20～29歳	3
30～39歳	2
40～49歳	8
50～59歳	6
60～69歳	14
70歳以上	24
不明	0
計	57

5. 業種別/元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

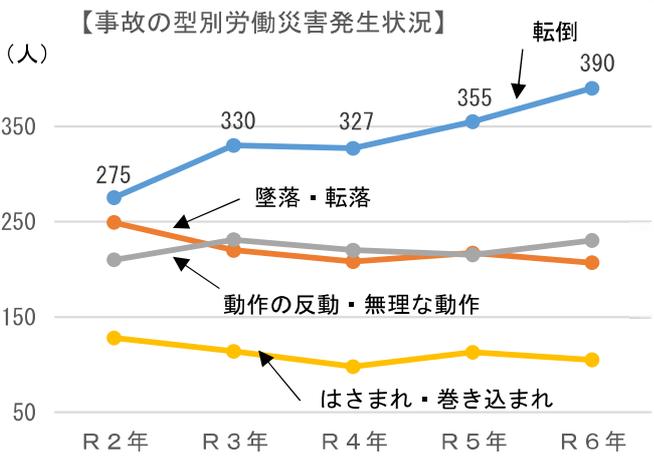
	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者								
土木工事	1	1	3	0	1	0	1	0	6	1
建築工事	2	7	17	7	0	0	6	1	25	15
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	1	6	1	0	0	1	0	7	2
木造家屋建築工事	2	2	6	4	0	0	3	0	11	6
その他の建築工事	0	4	5	2	0	0	2	1	7	7
その他の建設工事	1	1	4	2	0	0	0	0	5	3
分類不能・不明	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
総計	4	9	25	9	1	0	8	1	38	19

\* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(16名)、役員(4名)、家族従事者(1名)である。

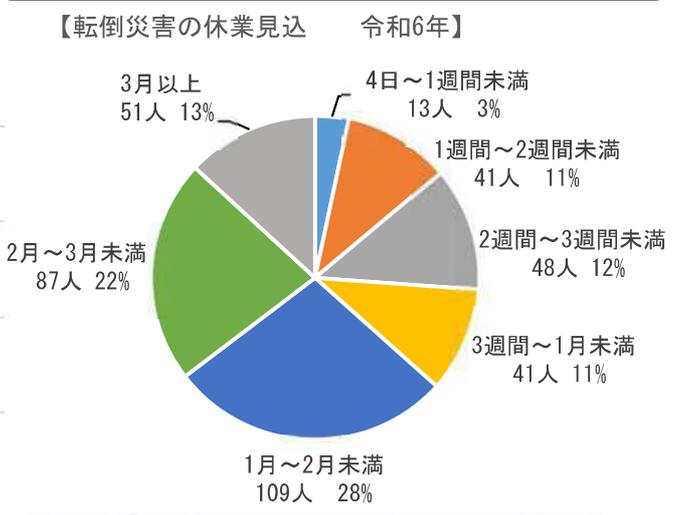
# 職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

## 転倒災害が最も多く発生！

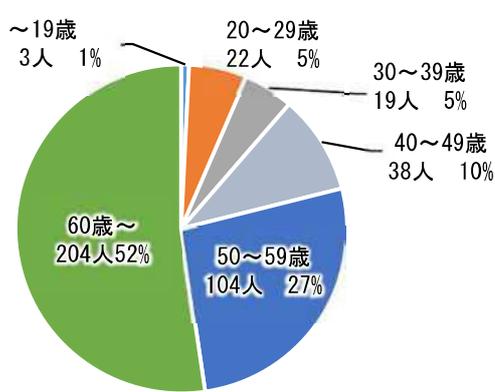


## 転倒災害は重症化しやすい！



## 50歳以上が3/4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和6年】



参考データ：佐賀県内発生分の労働者死傷病報告

## 転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p><b>滑り</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床が滑りやすい素材である。</li> <li>床に水や油が飛散している。</li> <li>ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。</li> </ul>	<p><b>つまずき</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床の凹凸や段差がある。</li> <li>床に荷物や商品などが放置されている。</li> </ul>	<p><b>踏み外し</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</li> </ul>
--	--	--

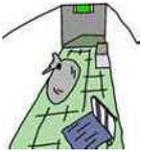
① 作業場所の整理整頓 ② 作業場所の清掃 ③ 毎日の運動

**転倒予防・腰痛予防の取組資料**

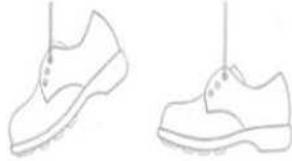
転倒災害対策リーフレット動画等 身体機能チェック(口コチェック)

## 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行場所に物を放置しない</li> <li>床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く</li> <li>床面の凹凸、段差などの解消</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕を持って行動</li> <li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li> <li>足元が見えにくい状態で作業しない</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業に適した靴の着用</li> <li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li> <li>転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li> </ul> 

### <転倒しないための靴選びのポイント>

<b>サイズ</b>	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
<b>屈曲性</b>	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
<b>重量</b>	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
<b>重量バランス（前後）</b>	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
<b>つま先部の高さ</b>	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
<b>靴底と床の耐滑性のバランス</b>	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。

従業員のための安全アクション  
**SAFE コンソーシアムポータルサイト**

SAFEとは？

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

現場視察

転倒予防川柳

動画



SAFE  
Safer Action For Employees

コンソーシアムについて  
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

2/9  
結果発表

**SAFEアワード**

受賞事例はこちら

**転倒予防川柳**

2023年度の結果はこちら

詳細はこちら

SAFE コンソーシアム  
ポータルサイト  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム  
X @safe\_mhlw  
[https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



# エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

## 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(令和6年は36.9%)

<佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移>

資料：労働者死傷病報告(休業4日以上) ※新型コロナウイルス感染症除く

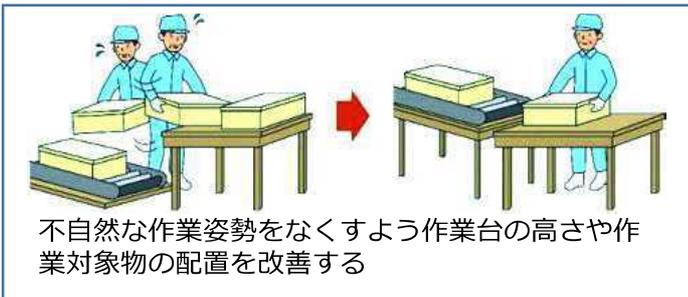
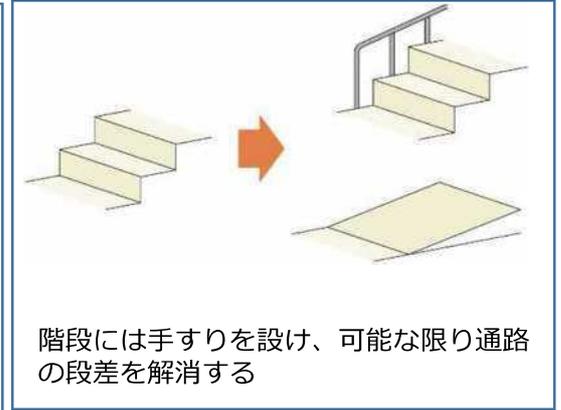


## 1. 事業者求められる取組

### (1) 職場環境の改善 (身体機能の低下を補う設備・装置の導入)

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

対策の例



## (2) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### ①健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

### ②高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

## (3) 安全衛生教育

### ①高齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

### ②管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



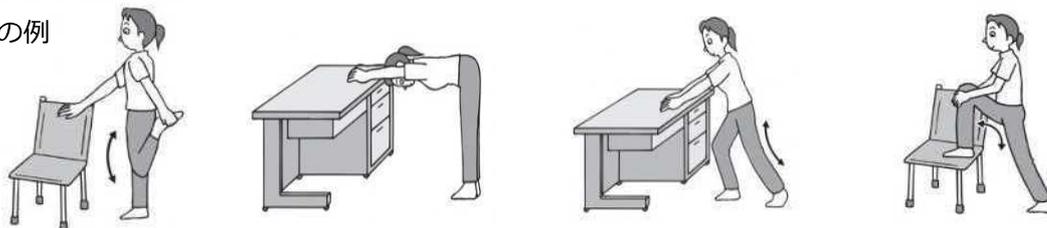
転倒・腰痛防止視聴覚機材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他



**労働者に求められる取り組み：**事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用（令和5年度創設予定）
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### ■厚生労働省ホームページ

（先進企業） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業） <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



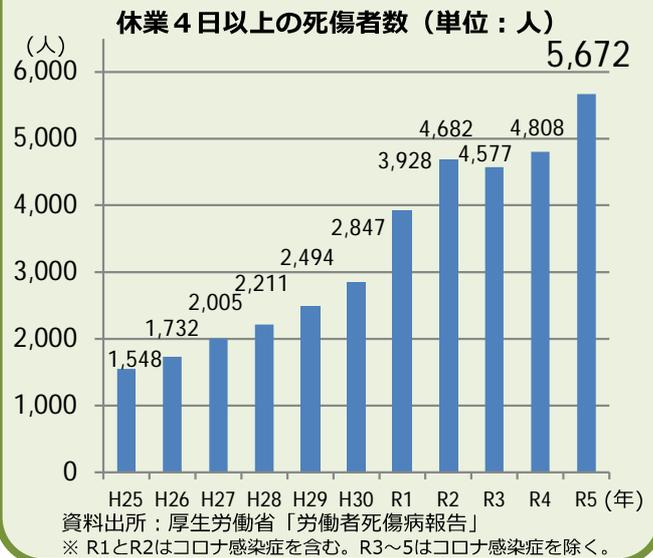
## 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、令和5年は**5,000人を超え、10年前と比べ大幅に増加（約4,000人増）**しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



### 外国人労働者の労働災害発生状況の推移



#### 外国人労働者のための

### 安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### ！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

<資料の入手はこちらから>

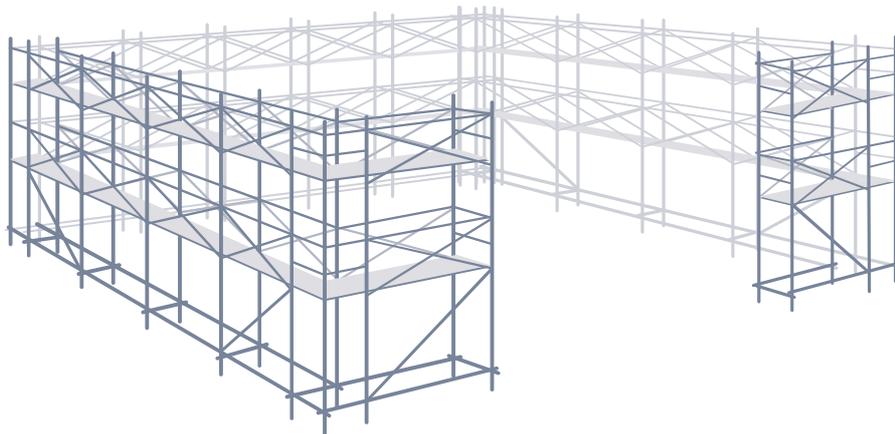
外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）  
厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所\*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

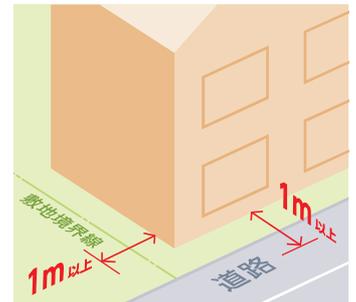
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

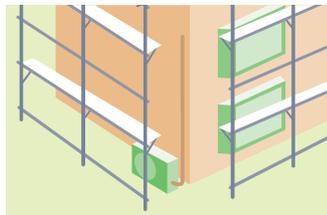
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

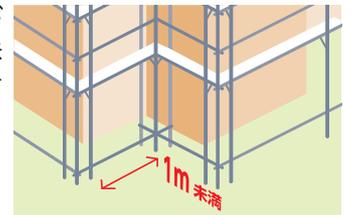


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

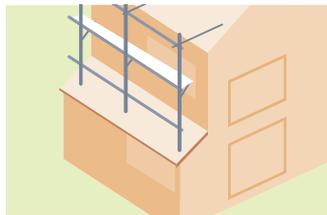
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



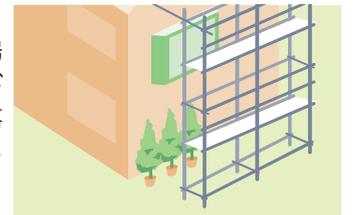
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



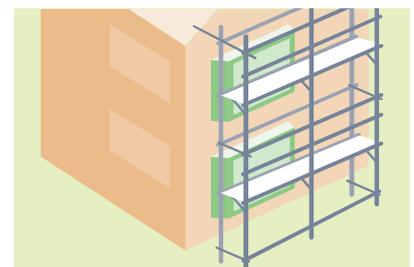
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

#### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

#### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

2023年4月より

# 労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！

**会議室**

それでは4月の工事よろしくお願いたします

はい

この作業には一人親方さんにも入ってもらいますが安全衛生対策は本人にまかせて...

ちょっと待ったー！

へ？

ええっ!? そうなの？

どう変わるんだろう？

2023年4月から労働者と同じ場所で「※危険有害な作業」を行う個人事業者等を保護するための措置が事業者に義務付けられること

知っているかな？

とても大切なことだから詳しい内容は中面を見て確認してね！

※労働安全衛生法第22条に規定されている以下の11の省令で、労働者に対する健康被害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に向け付与される場合や、同じ場所で作業表している労働者以外の者に対しても、労働者と同様の保護措置を施すことが義務となります。

- ・労働安全衛生規則
- ・労働安全衛生法施行規則
- ・労働安全衛生法施行令

・東日本大震災により生じた放射性物質による汚染等に関する業務に係る労働者に対する健康被害防止規則

# 省令改正の主な内容

## 1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

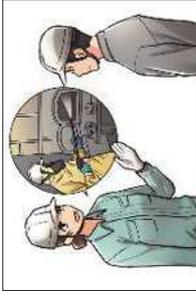
作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

### ① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人が作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

### ② 作業方法の周知



特定の作業方法を行うことが義務付けられている作業については、請負人に対しては、請負人に対する作業方法について、作業方法がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

### ③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しては、保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

## 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

### ① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

措置が広がるんだな。しっかり対応しよう。



### ② 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

### ③ 退避



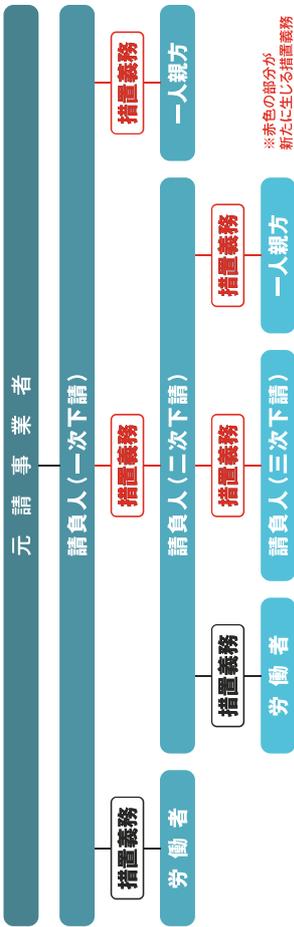
作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

## Q&Aで確認!

# 省令改正後の注意点

### Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか?

**A** 事業者が作業の一部を請負人に請負せる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか?

**A** 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせる場合は、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか?

**A** 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づき命令(今回改正の11省令を含む)の規定に違反しているとき、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

### Q 周知にはどのような方法がありますか?

**A** 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

内容が複雑な場合は口頭じゃないほうがいいですね!



#### 1 掲示

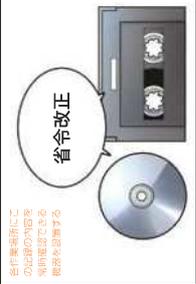


作業場所、作業時間、休憩時間、取組の種別や内容、場所を明示する

#### 2 書面の交付 (関係契約中に明示することも含む)



#### 3 磁気テープ、磁気ディスク等に記録



作業場所ごとに記録可能な記録媒体による周知が実施される



#### 4 口頭で伝える

説明した通り省令改正によって

新たに措置義務が生じることが分かったね!

一人親方

一次

二次

下請業者や一人親方に作業の一部を請負わせる場合は

個々の事業者に措置義務が追加されたんですね!

さらに同じ作業場所にいる

労働者以外の措置も義務化される!



うんうん

省令改正は2023年4月から施行!

元方事業者だけでなく下請業者のみなさんも注意してね!

ひとくぐり、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

# STOP! 熱中症

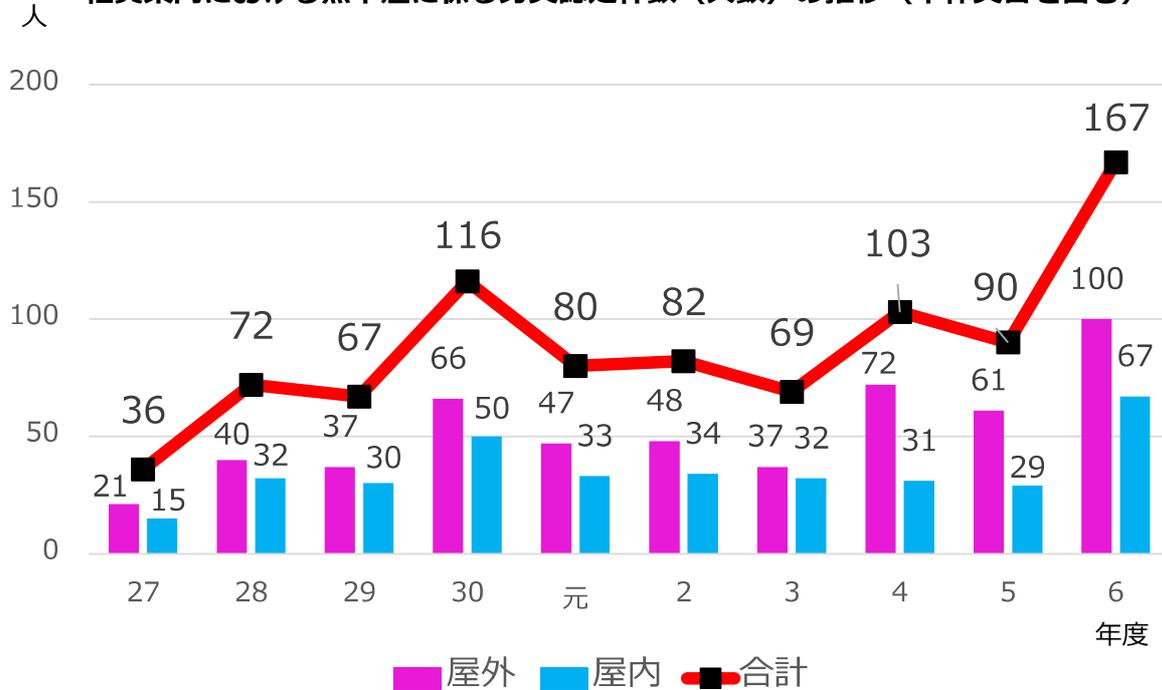
## クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

## 佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、しましょう

### 5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと

暑さ指数の低減

水分・塩分の摂取

作業時間の短縮

休憩場所の整備

暑熱順化への対応

作業中の労働者の健康状態の確認

異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
- ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方

1 見つける

2 判断する

3 対処する

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

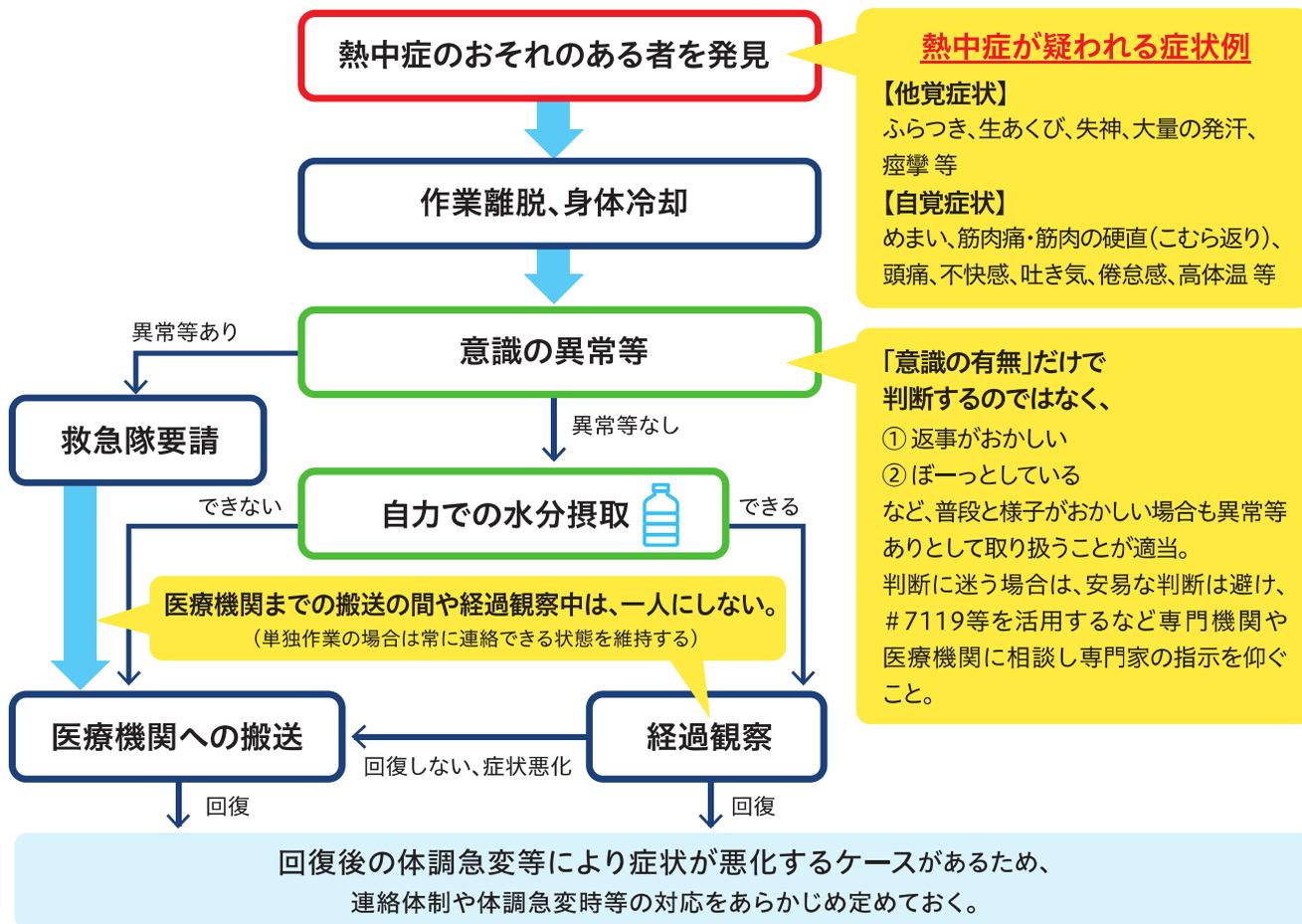
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

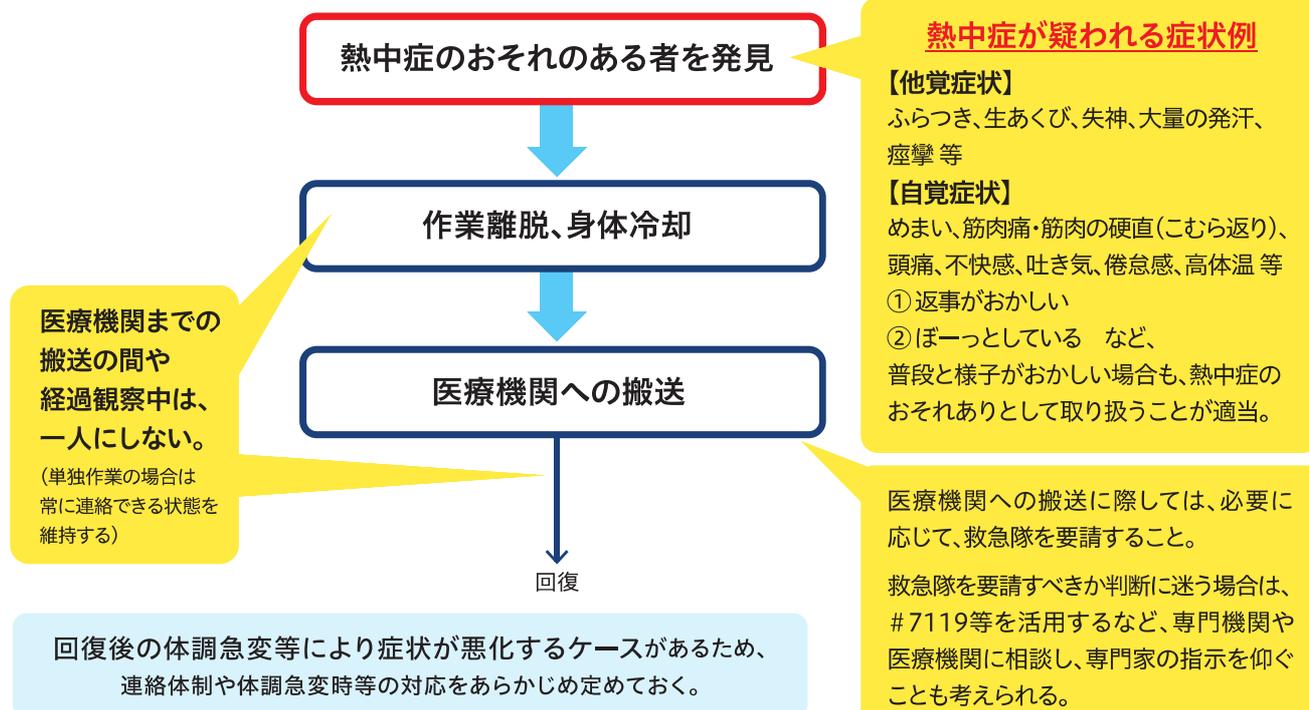
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

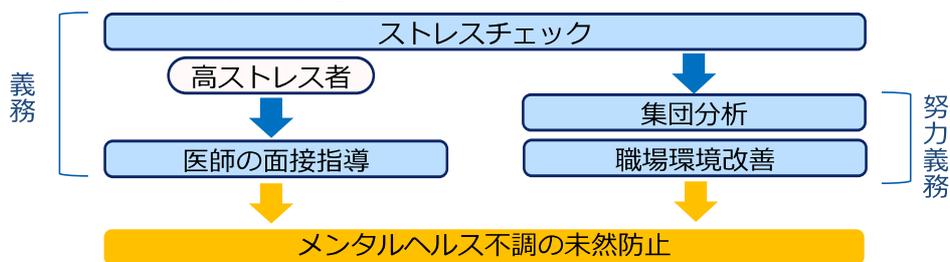
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

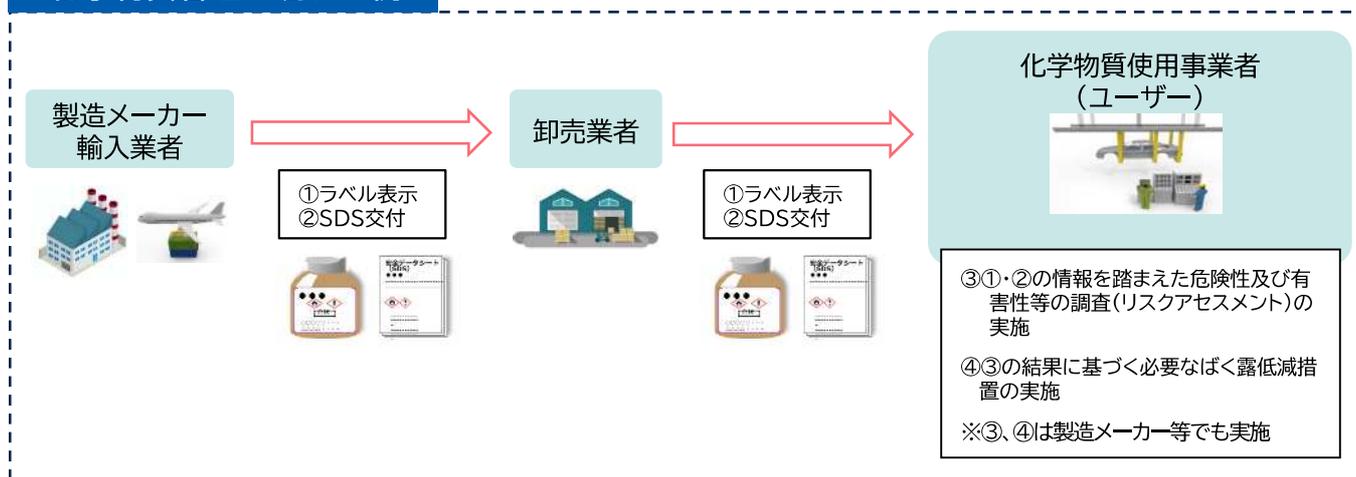


## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

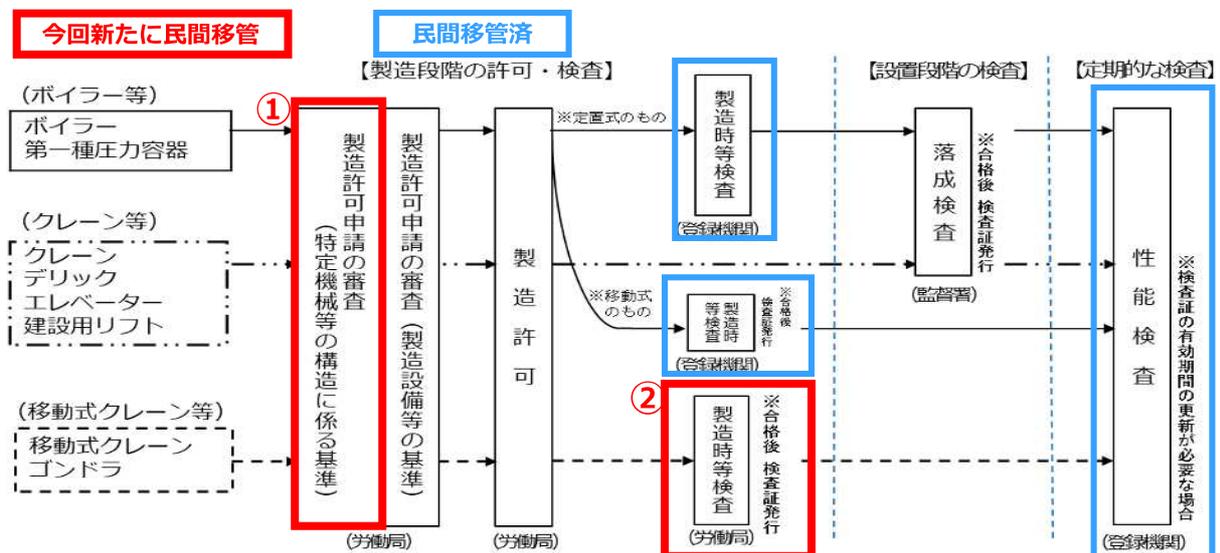
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

### 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html)

